

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月5日（金）午後1時25分から午後2時7分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 45（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一		
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄	20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（1名）

農業委員 2 番 大島 博雅

最適化推進委員

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

8 番 酒井 栄治

9 番 末光 亨

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第 4 号 諸証明について
報告第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取消願について
報告第 6 号 農地法第 4 条・5 条許可について
報告第 7 号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
(令和 5 年 11 月 18 日～令和 5 年 12 月 15 日までの事務局処理事案)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 4 号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	主事	入川 大希
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 23 名、農地利用最適化推進委員 23 名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和6年1月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に酒井委員、末光委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。はい、井上委員。

《井上和久委員》

はい。失礼いたします。

ちょっと教えていただきたいんですけども、毎回この相続による届出というのを見とるんですけども。私もちょっと、昨年父を亡くしました関係で、これを出さないけんですけども、この期日というのは、遺産分割協議書で所有者が決まった時から出すのか、それとも登記が完了してから出すのか、その辺のところを教えてくださいたらと思います。

《中島次長》

これですね、農地法3条の3の届出についてはですね。まず、お悔やみといって、亡くなられた方の手続きをずっと市役所の中でやると思うんですけども。その時にですね、同時に出していただいております。その時点ではですね、遺産相続の関係とかでですね、まだ決まってないということもあろうかと思いますが、この3条の3の届出はですね、とりあえずその権利を持っている方がどなたか、ということですね。とりあえず届けてもらったらいいいということで、これで所有権が移転とか権利が確定するとか、そういったものではございません。もう、そのおくやみの一連

の流れの中ですね、届けていただくような形になっておりまして。

これなぜかというとはですね、農地の場合ですね、登記されない方が結構多くてですね、誰が相続人なのかということですね、こちらの方で把握するために届出してもらっているところがあります。で、登記が終わりました後ではですね、もう登記情報というのが入ってきますので、はい。税務課を通じてですね、全ての登記異動があった場合にはこちらの方にも異動が入ってきますので、もうすぐに直近で登記されるような場合はですね、必要ないかなというふうに事務局では思っているところではあるんですけども。何も相続されないままという土地で、所有権がある方がどなたか分からないということがないようにですね、届出をしてもらっているところもありますので。おくやみ発生した直後に、その流れで届出をしてもらっているというようなところになっております。

《井上和久委員》

はい、ありがとうございました。

農地を相続した場合の登記が義務化されますよね。

《中島次長》

農地に限らずですね、相続の登記全部。農地だけではなくてですね。

《井上和久委員》

今年からですかね。

《中島次長》

確か令和6年4月、確か今年の4月からだったかと思うんですけども。義務化といますか、元々移動があれば当然登記をしないといけないんですけど。それに対して、確か罰金といますか、過料ですね。10万円の過料というのが、新たに制度化されたんじゃないかというふうには思っております。

《井上和久委員》

農業委員としてもその担当地区内で相続が発生した場合にはそれは、やっばお知らせして、登記してくださいということを促さないかん、ということですね。

《中島次長》

そうですね。分かる範囲でといますか。もちろん、農業委員会としてもですね、そういった事案があればですね、登記はしてくださいよということではあるんですけど。農地に限らず、これ、全ての土地ということですので、農地に限らずにということなので。地域の農業委員だから、農業委員会だからということではなくて、全ての相続案件所有権移転といますか。通常、売買でやれば当然すぐに登記すると思うんですけども、相続というのはなかなか登記されない方が多いという中でですね、これが義務化といますか、されてるということなので、はい。

《井上和久委員》

分かりました。ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は19件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書5ページから7ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

88番について説明をさせていただきます。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの土地、畑とか果樹園なんです、◇◇◇◇を受け柿とか栗とか、そこらも作りたい感じで話がありました。一応その、◇◇◇◇ということなので、何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

89番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作はできないということで、耕作をしてくれる人を探しておりましたが、近くで熱心に耕作をされております◇◇◇◇さんが耕作するということになりました。◇◇◇◇さんが耕作するということになり、この度所有権移転することになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、問題ありません。90番について説明いたします。◇◇◇◇さんと

◇◇◇◇さんは親戚関係にあり、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作不便により、この度◇◇◇◇さんが自家消費のために農地を譲り受ける、ということで申請でありまして、問題ありません。

《武内委員》

9 1 番について説明いたします。◇◇◇◇さんは自家消費のため新規就農される方で、◇◇◇◇さんの土地を借り受けて耕作する、という申請です。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作ができないということで、耕作をしてくれる方を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作をするという話でまとまりました。問題ありません。

《和田委員》

9 2 番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作ができないということで、耕作者を探してたところ、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは住所が◇◇◇◇となっておりますが、ご両親が◇◇◇◇在住で通って農業されるということで、何ら問題ないと思います。9 3 番についてご説明します。◇◇◇◇さん、経営拡大のため◇◇◇◇さんの畑を借りて耕作することになりました。◇◇◇◇さんは他にも畑をたくさん借りているようで、問題ないと思います。以上です。

《山口委員》

9 4 番について説明いたします。これは令和4年の9月1日に、所有権移転の案件で、双方で、農地と合わせて進入路となる宅地も売買契約をして、移転登記をしていたわけなんです。どうも契約内容に対して相違がありましたので、売買契約を合意解約したわけであり。所有権の移転登記が済んでおりましたので、3条の許可申請が必要となったので、今回の申請となったものです。元に戻すということでなつたので、所在や売買契約価格についても、当時と全く同じ合意をしたそうでございます。

《高木委員》

9 5 番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、土地はここに持っておられたようなんですが、◇◇◇◇も、その農業に関しては全然やる気がないみたいなので、◇◇◇◇さんが継いでやるということで、しばらく遊ばれていた畑、田んぼだったんですが、今は◇◇◇◇さんがやってもらっていますので、何も問題ないと思います。

《竹葉委員》

9 6 番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇があり耕作できないため、親交のある◇◇◇◇さんに耕作の申し出を行ったところ、引き受けになりました。農地は◇◇◇◇で、作業の効率化も図れ、何ら問題ありません。9 7 番について説明します。◇◇◇◇さんは自家消費の野菜作りをしたいため、◇◇◇◇さんの農地、土地を譲り受けて新規に耕作するという申請です。農地は◇◇◇◇、利便性もよく、また譲

渡人は◇◇◇◇にあたり、所有権移転に関しても何ら問題ありません。以上です。

《上甲委員》

98番についてご説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇されまして、耕作できない状態でございます。◇◇◇◇さんが所有権移転後に耕作をするということで、何ら問題ございません。

《小清水委員》

99番、100番についてご説明いたします。貸出人の◇◇◇◇さんと◇◇◇◇君は◇◇◇◇にございます。この土地はですね、これまでも◇◇◇◇君が作っていた土地でございまして、◇◇◇◇君も真面目に農業をやっており、規模拡大をしたいということで続けてこの土地を耕作するということになりました。問題ございません。すいません、101番についてご説明いたします。報告第3号でもございました◇◇◇◇さんの土地でございますが、これまで◇◇◇◇さんに貸し出していたわけですが、それを解約いたしまして、◇◇◇◇君に貸し出すということで合意になりました。何ら問題ございません。以上です。

《谷本委員》

102番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でありまして、補助事業申請のために使用貸借権を設定いたしております。何も問題はないと思われます。続きまして、103番について説明します。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇でありまして、この方も補助事業申請のために使用貸借権を設定いたしております。何も問題ないと思われます。以上です。

《河野秀雄委員》

失礼します。104番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作できる人を探したら、◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまり、所有権を移転するということです。何ら問題もありません。105番ですが、◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの土地を借りて、補助事業申請のため耕作するということになりました。◇◇◇◇君は熱心に農業に取り組んでるので、何ら問題もありません。106番の◇◇◇◇君も、補助金申請のため、◇◇◇◇さんから土地を借りて耕作をするということにまとまりました。熱心に農業に取り組んでいるので、何ら問題はありません。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第 1 号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、今月は中古車展示場敷地が 1 件、住宅用敷地が 2 件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9 ページから 10 ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。23 番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇が借り受けて、◇◇◇◇にするという申請です。この案件につきましては、12 月 27 日に会長はじめ事務局とともに、関係機関とともに、現地調査を行っております。この農地を転用することによって周囲に害はなく、問題ないと思います。

《白井委員》

24 番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて◇◇◇◇という申請です。この案件につきましては、12 月 27 日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っております。既にこの土地につきましては、昭和 58 年頃から駐車場になっております。今回、申請地が農地であることが分かり、農地法の許可が必要であることを知り、申請に至りました。違反転用になりますが、周囲に農地もなく、始末書も提出されております。現地調査の時には今後このようなことがないよう

に指導をしておりますので、問題ないと思います。

《船田委員》

25番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、◇◇◇◇にするという申請です。これも12月27日に関係者にて現地調査を行っております。それで、この土地も転用することによって周囲に被害はなく、問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年1月12日となっております。

1ページめくっていただきまして、12ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規5件15,430.00㎡、更新24件65,816.00㎡、計29件81,246.00㎡となっております。所有権につきましては、今月はありませんでした。

今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷本委員》

190番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが使用借権をする予定です。今までも耕作されておりました、何も問題はないと思われます。以上です。

《河野秀雄委員》

失礼します。191番、192番について説明をいたします。耕作者の◇◇◇◇君は、◇◇◇◇さんの畑を借り受けて耕作をしております。更新ということなので引き続き農業に取り組んでいるので、今まで通り耕作するということで、問題はありません。以上です。

《躰長委員》

はい、193番について説明いたします。◇◇◇◇さんは柑橘経営を拡大したいと農地を探していたところ、知人の紹介で耕作できる農地がありました。それで話がまとまりました。農地は、先ほど報告のあった番号109番の双方合意解約の土地です。問題ないと思います。

《加賀山委員》

194番、195番について説明をします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作ができないということで、耕作者を探していたところ、昨年に引き続き◇◇◇◇さんが耕作するというで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでますので、問題ありません。

《森崎委員》

196番についてご説明いたします。借り受け手の◇◇◇◇、これ更新でございます。◇◇◇◇さんはちゃんと後継者も育てっており、真面目に農業に取り組んでおります。何ら問題もございません。

《松本委員》

197番について説明いたします。◇◇◇◇さん。◇◇◇◇に住んでおられて、なかなか管理をするのが難しいということで探しておりましたところ、◇◇◇◇で◇◇◇◇さんっていう、◇◇◇◇ではあるんですけども意欲的に農業に取り組んでおられる方が見つかりまして。2年契約ですが、3年契約ですが、使用貸借をするようになりました。以上です。

《木村委員》

198番と199番について説明をいたします。198番と199番、どちらも更

新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんにつきましては、大変真面目に農業に取り組んでおりまして、今までどおり耕作ということで、特に問題はありません。

《山口委員》

それでは、200番と201番、説明します。◇◇◇◇君は◇◇◇◇ではありますが、地区でも熱心な稲作農家であります。ですから、ちょっと10年という、あれはありますけれども、更新ですので別に問題はないと考えております。

《宮河委員》

202番について説明します。202番の利用権設定をする◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作が難しいということで、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。203番について説明します。203番については更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおります。今まで通り耕作するということなので問題ありません。

《竹葉委員》

204番について説明します。204番については更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは、手広く前向きに農業に取り組まれております。従来どおり耕作されるということで、何ら問題ありません。205番について説明します。205番については更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ですが、農業にも熱心に取り組まれておられます。引き続き耕作されるということで、問題ありません。206番について説明します。206番については更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは、長きにわたり農業に従事されています。引き続き耕作されることを確認しており、何ら問題ありません。以上です。

《高木委員》

207番について説明します。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため、ちょっと耕作が難しいということで、◇◇◇◇さんに耕作を頼んで、新規ですが、別に何も問題はないと思います。

《堀田委員》

208番について説明を申し上げます。208番は更新でございます。◇◇◇◇君は熱心に農業に取り組んでおり、引き続きでございますので、問題ないと思います。次、◇◇◇◇君につきましても更新でございます、これ17ページにかけてですが、◇◇◇◇さんの土地を耕作するということで、今までどおりでございますので問題ないと思います。次に210番は◇◇◇◇さんでございますが、これにつきましても更新でございます、今までどおり耕作するということですので、問題ないと思います。211番は◇◇◇◇さんでございますけれども、この契約につきましても更新でございます、今までどおりの耕作をするということですので、問題はない

というふうに思います。

《松浦委員》

はい、212番について説明したいと思います。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため農業できませんので、◇◇◇◇さん、これ更新ですので、今までも耕作されておりますが、熱心に農業されておりますので、特に問題ないと思います。以上です。

《岡山委員》

213番から216番の4件について説明いたします。この4件とも更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの3人は、◇◇◇◇でありまして、熱心に農業をされている方々であり、何も問題はありません。

《兵頭委員》

217番について説明させていただきます。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇であります。今まで耕作をしていただいております◇◇◇◇さん、◇◇◇◇になっておりますが、健康で農業に従事されておりますので、更新をというお話でございます。何ら問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します。218番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇ということではなかなか耕作できないということで探していたところ、◇◇◇◇君が耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇君は真面目に農業に取り組んでおるので、何ら問題ないと思われまます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定

いたします。

続いて、議案第４号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書１９ページをご覧ください。

議案第４号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、説明いたします。

贈与税・相続税の納税猶予については、租税特別措置法の規定により３年を経過するごとに税務署へ継続届出を提出しなければ、猶予を受ける事が出来ない事になっております。贈与税引き続き農業経営を行っている旨の証明については９名、相続税引き続き農業経営を行っている旨の証明については９名。計１８名について、引き続き農業経営を行っている旨の証明をしてよろしいか、付議するものです。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第４号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第４号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和６年１月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
